

富里市子ども医療費の助成に関する規則

平成14年12月24日規則第72号

改正

平成18年6月28日規則第26号

平成19年2月22日規則第2号

平成19年7月5日規則第38号

平成20年12月25日規則第52号

平成22年10月19日規則第26号

平成23年4月1日規則第15号

平成24年3月21日規則第12号

平成24年7月9日規則第35号

平成24年10月1日規則第39号

富里市子ども医療費の助成に関する規則

富里市乳幼児医療対策事業扶助金交付規則（平成6年規則第23号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、子どもの医療に要する費用を負担する保護者に当該費用の全部又は一部を助成することにより、子どもの保健対策の充実、保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子どもの保健の向上及び子育て支援体制の充実に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 出生の日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (2) 保護者 子どもの親権を行う者、後見人その他の者で子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
  - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
  - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
  - ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
  - エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
  - オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
  - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

- (4) 保険給付 医療保険各法の規定による療養の給付，入院時食事療養費，特定療養費，療養費，訪問看護療養費，家族療養費，家族訪問看護療養費等及び高額療養費をいう。
- (5) 一部負担金 医療費の額から医療保険各法の規定により給付される額を控除した額をいう。
- (6) 自己負担金 国，県又は市が公費負担医療制度による給付決定をした場合，当該給付を受けた者又はその保護者がその負担能力に応じて負担しなければならない額をいう。
- (7) 子ども医療自己負担金 市が子ども医療費助成制度による給付決定をした場合，当該給付を受けた保護者が負担しなければならない額をいう。
- (8) 保険医療機関 医療保険各法に基づき指定された病院，診療所，薬局等をいう。
- (9) 受託医療機関 保険医療機関のうち，知事又は市長より子ども医療費助成事業の実施について委託を受けたものをいう。

(助成対象)

第3条 子ども医療費の助成を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は，本市に住所を有し，かつ，医療保険各法に規定する被保険者又は被扶養者である子どもの保護者とする。

(優先関係)

第4条 子どもに係る疾病が，他の法令等による公費負担医療制度の対象となるものである場合には，その制度を優先適用する。

(助成額)

第5条 子ども医療費として助成する額は，次の各号に掲げる額とする。この場合において，子どもの属する世帯が市町村民税所得割課税世帯にあつては，別表に定める子ども医療自己負担金を控除した額(一部負担金が子ども医療自己負担金に満たないときはその額)とする。ただし，保険調剤については別表に定める階層区分にかかわらず，自己負担金を徴しないものとする。(1) 助成対象者が保険医療機関で子どもに係る保険給付を受けた場合は，その一部負担金相当額

- (2) 助成対象者が子どもに係る保険給付につき保険医療機関で一部負担金を負担した場合は，その一部負担金
- (3) 国，県又は市が公費負担医療制度による給付決定をした場合においては，当該給付を受けた者又はその保護者がその負担能力に応じて負担しなければならない自己負担金

2 前項の助成は，他の法令等により国又は地方公共団体による医療給付を受けた場合及び医療保険各法の規定に基づく規則定款等により附加給付金に支給があつた場合は，当該助成額からその額を除くものとする。

(申請)

第6条 子ども医療費の助成を受けようとする者は、子ども医療費助成申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)により受給資格の登録を市長に申請し、受給券の交付を受けなければならない。

2 前項の申請には、医療保険各法による被保険者証又は組合員証(以下「被保険者証等」という。)を市長に提示しなければならない。

(受給資格の登録事項)

第7条 前条の受給資格の登録事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 子どもの住所、氏名、性別、生年月日、保護者氏名及び世帯構成員
- (2) 子どもにかかる被保険者証等の記載事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(受給券の交付)

第8条 市長は、助成対象者から申請書の提出があり、資格要件に該当する場合は、子ども医療費助成受給券(別記第2号様式。以下「受給券」という。)を交付するものとする。また、市長は、審査の結果、不相当と認めた場合は、子ども医療費助成申請却下通知書(別記第3号様式)により当該申請者にその旨を通知するものとする。

2 助成対象者から子ども医療費助成変更申請書(別記第4号様式。以下「変更申請書」という。)の提出があった場合で、受給券の内容に変更が生じた場合は、受給券を変更し交付するものとする。

3 助成対象者から受給券の紛失又は毀損若しくは汚損等の理由により子ども医療費助成受給券再交付申請書(別記第5号様式)の提出があった場合は、受給券を再交付するものとする。

4 前項の場合においては、受給券を毀損又は汚損したことによるときは、当該受給券を添付しなければならない。

(助成の開始)

第9条 子ども医療費の助成は、申請書を受理した日から開始する。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合にあつては、当該各号に定める日から開始する。

- (1) 出生した日から14日以内に申請書を受理した場合 出生した日
- (2) 転入した日から1か月以内に申請書を受理した場合 転入した日
- (3) 市長が特別の理由があると認めた場合 認めた日

(助成の方法)

第10条 市長は、助成対象者が受託医療機関において受給券と被保険者証を提示した場合には、受託医療機関の請求に基づき、助成対象者に代わり助成すべき額を当該受託医療機関等へ支払うものとする。

2 前項の規定による支払がなされた時は、助成対象者に助成を行ったものとみなす。

3 助成対象者が保険医療機関に一部負担金を支払った場合の助成は、当該助成対象者が子ども医療費助成金交付申請書（別記第6号様式）に保険医療機関が発行する医療費計算書（別記第7号様式）及び領収書を添えて市長に申請することにより行うものとする。ただし、領収書で保険給付の内容が確認できる場合は、医療費計算書を省略することができる。

4 前項の申請は、子どもが受けた医療に係る医療費を支払った日の翌日から起算して2年以内に行わなければならない。

（助成金の交付）

第11条 市長は、前条第3項に基づき申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたものについては子ども医療費給付決定通知書（別記第8号様式）により通知し、助成金を交付しなければならない。なお、不適当と認めたものについては子ども医療費給付申請却下通知書（別記第9号様式）により、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

（助成の制限）

第12条 第5条の規定にかかわらず子どもの保険給付について、その原因が第三者行為によって生じたものであり、かつ、その医療に要する費用の全部又は一部につき第三者から賠償等が行われるときは、その限りにおいて助成しないものとする。

（届出の義務）

第13条 助成対象者は、自己若しくは子どもについて、第7条の申請内容に変更を生じた場合は、速やかに受給券を添えて変更申請書を市長に提出しなければならない。

2 助成対象者は、受給券の有効期間の終了及び転出等の理由により受給資格を喪失した場合は、速やかに子ども医療費助成受給券返納届（別記第10号様式）と受給券を市長に提出しなければならない。

（受給資格の消滅）

第14条 受給券の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する日をもって受給資格は消滅する。

（1）子どもが死亡したとき。

（2）第3条に規定する助成対象者でなくなったとき。

( 助成金の返還 )

第15条 市長は、詐欺その他不正な手段によりこの規則に定める助成を受けた者がいるときは、その者から当該助成額の全部又は一部を返還させることができる。

( 関係簿冊 )

第16条 市長は、子ども医療費助成の適正を期するため、子ども医療費助成台帳を作成し、常に整理しておかなければならない。

( 補則 )

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年6月28日規則第26号)

この規則は、平成18年8月1日から施行する。

附 則 (平成19年2月22日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年7月5日規則第38号)

この規則は、平成19年8月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月25日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年10月19日規則第26号)

( 施行期日 )

1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。

( 経過措置 )

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の富里市乳幼児医療費の助成に関する規則のそれぞれの規定により交付されている受給券及び通知書等は、この規則の相当規定により交付されたものとみなす。

3 第6条の申請及び第8条の受給券の交付の手続きについては、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成23年4月1日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月21日規則第12号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月9日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年10月1日規則第39号）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の富里市子ども医療費の助成に関する規則のそれぞれの規定により交付されている受給券及び通知書等は、この規則の相当規定により交付されていたものとみなす。

（準備行為）

3 第6条の申請及び第8条の受給券の交付の手続については、この規則の施行前においても行うことができる。

別表（第5条第1項関係）

階層区分	世帯区分	負担基準額（円）
		入院1日及び通院1回
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯であって、医療扶助単一給付のものであり自己負担のある場合	0
B	市町村民税非課税世帯	0
C	市町村民税所得割非課税世帯であって、市町村民税均等割のみ課税世帯	0
D	市町村民税所得割課税世帯	200

（注）階層区分の認定は、毎年8月1日時点の市町村民税の課税状況で認定す

る。様式（省略）